

## 契約書（案）

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次のとおり、広島市立安佐市民病院（以下「安佐市民病院」という。）に受注者が設定するレンタル方式によるテレビ、床頭台、DVD、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、電話及びそれに付帯する機器（以下「レンタルシステム」という。）に関し次のとおり契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に従い、日本国の法令を遵守し履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に基づきレンタルシステムを運営し、手数料として計算された金額を発注者に支払ものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

### （信義則）

第2条 受注者は、この契約の内容を発注者の指示及び信義に従い、誠実に履行するものとする。

### （設置場所及び機器の表示）

第3条 レンタルシステムの設置場所及び機器（以下「機器」という。）の内容は次のとおりとし、発注者は、受注者に対しこれの設置を承認する。

- (1) 設置場所 広島市立安佐市民病院（広島市安佐北区可部南二丁目1番1号）
- (2) 対象機器 別紙「対象機器一覧」のとおりとし、調達経費などは受注者の負担とする。
- (3) 受注者は機器の設置にあたり、良好に機能するよう関連設備を整備するものとする。

### （レンタルシステムの所有権）

第4条 レンタルシステムの所有権は受注者に帰属する。

### （機器の保管）

第5条 発注者は、受注者が本契約により設置した機器を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

### （機器の維持及び補修）

第6条 機器の維持及び補修は、受注者の責任において行うものとし、レンタルシステムの管理運営上必要なサービス同様とする。

### （機器の移動及び変更）

第7条 発注者又は受注者が第1条に定める設置場所若しくは機種を変更し、又は台数を増減しようとするときは、事前に当該契約当事者の承認を得るものとする。

### （利用料金及び諸費用の負担）

第8条 レンタルシステムの利用料は、次のとおりとする。

機器	利用料	備考
テレビ・DVD	60.8 秒当たり 1 度数	テレビカードによる利用料は、利用したカードの清算時に確定することとし、その額は利用度数の総和にカードの度数当たり単価を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは切り上げとする。)
冷蔵庫	24 時間当たり 148 度数	
洗濯機	1 行程当たり 147 度数 (洗い・すすぎ・脱水) (ただし現金の場合 100 円)	
乾燥機	1 回(30 分)当たり 147 度数 (ただし現金の場合 100 円)	
電話	一般公衆電話と同じ	

- 2 テレビカードの販売金額は 1 枚当たり 1,000 円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)とし、その利用限度数は 1,458 度数とする。
- 3 レンタルシステムの売上金は受注者に帰属するものとし、受注者は、その売上金を発注者の立会いの下で回収する。
- 4 前項の売上金からカード清算金額、電話料金を控除した金額を収益金とし、受注者は、収益金の内より次の管理経費(電気料金、水道料金及び固定資産貸付料を含む)を表のとおり発注者に支払うものとする。

機器	テレビ・冷蔵庫・電話	洗濯機	乾燥機
管理経費	収益金の〇〇.〇〇%	収益金の〇〇.〇〇%	収益金の〇〇.〇〇%

- 5 前項の管理経費については、機器の入れ替え後をもって適用することとし、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。
- 6 機器の補修及び管理運営にかかる費用並びに盗難による損害は、受注者の負担とする。ただし、利用者による明らかな不注意、もしくは故意に発生した補修はこの限りでない。

(その他関係業務)

第 9 条 その他関係する事業として、ボランティアコンサート等の院内中継等への協力など院内関係業務への積極的な協力。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別の理由によりあらかじめ書面で発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止等)

第 11 条 受注者は、この契約の履行に当たってその全部又一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、受注者は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

（損害賠償）

第12条 受注者は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担および瑕疵担保）

第13条 発注者は、危険負担及び瑕疵についての責めを負わないものとする。

（契約解除）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 第5条第1項から第3項までの規定に違反したとき。

(3) 警察等捜査機関からの通報等により、第5条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。

(4) 受注者が、第5条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、発注者が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、受注者がこれに応じなかったとき。

(5) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。

3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額（単価）に予定売上額

を乗じた金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 発注者及び受注者は、契約期間満了前に契約を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(契約の期間)

第15条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年8月31日までとする。

(法令の遵守)

第16条 受注者は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(契約締結に要する費用負担)

第17条 この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

(契約の変更)

第18条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

(守秘義務)

第19条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 広島市中区中町8番18号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 影本正之

(受注者)